

オーストリーの幼稚園

(キンダーガルテン、ペタゴギークに據る)

多田 鐵 雄 譯 註

(I)

十九世紀の後半に至つて、ドイツに於けると同様にオーストリーに於ても教育制度關心者研究者達が學齡以前の幼児の教育に對して眞面目に心するやうになり、同時にかゝる幼児を理解する種々の試みが實行され出した。凡ての者はかのオーベルリン託兒所の保姆ルイゼ、シエブレルに倣ひ、かくてオーストリーにも託兒所(Kinderbewahranstalt)幼児預り所(Krippe)が成立した。フレーベル式の遊戲、作業、従つてその幼稚園理念はオーストリーに於ては最初の内は取入れられなかつた。そして却つてリージングの地に在る精神虛弱兒童保護所に於てドクトル、ゲオルクに依つてその理念が實行に取入れられたのであつた。ゲオルクの身内に當るゲオルク、ヘンルは彼の許でこの幼稚園理念を學び知つて一八六三年にウィーンに最初の幼稚園を設立した。其後幼稚園なるものが逐次新設されるに至つて、従來の託兒所は次第に全日幼稚園(Volkkindergarten)へ、又後には所謂學校幼稚園(Schulkindergarten)への變更されるやうになつた。一八六八年がかゝる變更の最初に起つた年で、即ちフィツシャーの管理してゐた託兒所が幼稚園に改造され、これには保姆養成所も附設されたのであつた。

[註]全日幼稚園(Volkkindergarten)とは正規幼稚園(Normalkindergarten)に對立するもので、後者が現在我國の幼稚園と略々同じ保

育時間を持つに對して、前者は、朝七時から夕六時頃まで保育し、中には給食する處もあり、云はゞ託兒所的使命を有する教育機關である。

[註] 學校幼稚園 (Schulkindergarten) とは、學齡に達しながら實際、これに相應する智能、身體の發達にまで至つてゐない兒童を學校豫備教育と云つた意味で、暫定的に幼稚園に屬させて置く施設である。

一八七〇年には又クフシユタインにドクトル、マツトホイス、ホエルファルターに依つて幼稚園が設立され同時に保姆養成所も付設された。この幼稚園は當地の市廳の管掌となつて今日も尙存立してゐる。

以後七十年間に於ては協會立幼稚園 (Vereinskindergarten) がウィーンに於て擴がつて行つた。又一八七五年にはウィーンにもノイパウに保姆養成所が開設された。

夫以來、幼稚園運動はオーストリーの各地に於て興隆を示した。

これに就いて統計的な數字は見出されないが、幼稚園の増加は著るしいものであつたことは明かである。以前は僧院 (Kloster) しか協會 (Verein) しか個人から維持されてゐた幼稚園に對して、官廳が關心を持ち初めた。そして、市町村、各地方、國家が幼稚園維持を引繼いで行つた。現在オーストリーは幼稚園の數から云つても、又その幼兒の數から云つても、又活動せる保姆の數から云つても世界の他の國に遜色はない。一九二四年にはオーストリーはウィーンも含めて、六〇九の幼稚園、八一五の級、九九三の保姆、男兒二〇三〇四、女兒二〇七四九を算してゐる。一九二八年には六九三の幼稚園、一〇三六の級、一〇〇六の保姆、二二〇七七の男兒、二二一八一の女兒を算してゐる。

[註] 之を我國に比較すれば、人口に於ては我國は約十倍であり、昭和五年度の我國の幼稚園總數は一五二二、幼兒數二二、一九七五である。

これに依つて見れば、割合にして我國より約四倍に近く幼稚園に入園してゐることになる。尤も、オーストリーが託兒所を殆ん

ど幼稚園に變更して行つたと云ふ點に於て、我國の昭和七年現在に至つては託兒所數四〇〇兒童數約五〇〇〇に達してゐる。これを考慮に入れればこの差はもつと少くなることではあらう。然し兎も角も戰敗國のオーストリーが幼兒教育に於て、こゝまで力を致してゐることは注目すべきではあるまいか。

(2)

ウィーンには既述せる如く一八六三年以來幼稚園が存立してゐるが、殆んゞ各協會及び個人から經營維持されてゐたものである。

保育上から云つても、給食をなす二三の施設の例外を除き、凡ては正規幼稚園であつた。

協會立幼稚園の維持は協會員の寄附のみによつては全部を支辨し得ざる故、これ等の幼稚園では毎月一乃至三グルデンの金額が兩親から徴收されたのであつた。

この幼稚園の經濟的確立の絶えざる困難さ、この新しい施設に對する兩親の偏頗心、教師や醫師の拒絶的態度が、ウィーンの幼稚園に發展を妨げたのであつた。

一八六九年の國家國民學校法令は幼稚園を國民學校(註、小學校體系中に配列することによつて一つの變更をなした。

幼稚園の増加に對するも一つの誘因は一八七二年の幼稚園令であつた。それは幼稚園の効果を承認し、學校監督機關にそれが促進を義務付けた。この法令には女子師範學校に付屬幼稚園(Ubungskindergarten)を設立することを要求した。

[註]この幼稚園令は、第一に幼稚園、第二に託兒所、第三に幼兒預り所を規定した相當詳細なものであつて、注目すべきは、託兒所の設立も、内務關係のみでなく、教育官廳の許可を要することを規定し、又若き子女を見習生の如くに幼稚園で指導して、將來母としての資格を充實せんことを企圖したる規定を含んでゐることである。

一八七九年にはディレクトールなるクーゲレル、ダインハルト、フィツシャアの諸氏により幼稚園協會(Verein für Kindergarten)が設立された。

この三人並びに、それを圍む少數の保母達の努力によつて幼稚園理念は大いに發展し、遂に市町村自身が幼稚園に手を付けるに至つた。

かくてウィーン市は一八八九年から一八九三年の間に十一個の幼稚園を市の郊外から受継ぎ、其後數年の中に協會立幼稚園の中の幾つか引受けられたので、一九一二年には二十三個、一九一八年には五十七個の幼稚園が市立になつた。

これ等の幼稚園は勿論その保育時間等に關しては別段の變更もなかつたが、たゞ月謝が引下げられた。

大戰後に至つて幼稚園組織の力強い完成が始まつた。即ち五十七個の幼稚園の大部分が朝七時から夕六時までの所謂全日幼稚園に變更された。これは中食給與の必要がこの保育時間延長になつたのである。

幼稚園は數ヶ月に渡つてアメリカ給食機關から中食を給せられ、和蘭救恤機關から朝食の補助を得た。一九二二年十月以降はウィーン市當局が中食、朝食の支給を自ら行つてゐる。

現在ではウィーン市には一〇四の幼稚園、三二八の級が存在してゐる。一つの級に略々三十名の幼児が屬する故に、ウィーンの學齡前兒童の約三分の一が既に幼稚園に收容されてゐるわけになつてゐる。

〔註〕ウィーンの學齡前兒童の約三分の一が幼稚園に收容されてゐると云ふ事實は、正確な數字が無い限り信用出来ない。我國で一番幼稚園のパーセンテージの高いのは兵庫縣であつて、それは人口二百四十五萬三千五百七十三で、推定學齡前一年未滿の數は六八七〇〇であり、幼兒數は一〇三二九であつて、その百分率は一五%である。然もこの幼兒數の中に保育滿期前一年未滿のもの、

二年未滿三年未滿のものを含めてのことである。然るにウィーンの現在人口は百八十四萬七千四百八十八で、略々兵庫縣の三分の二である。而して幼兒數は推定、三二八級を三十倍したる九八四〇であるとすれば、略々兵庫縣の兒童の實數に等しい。故に本

文で推定してゐる比例は過大評價としか考へられないのである。

各市町村立幼稚園は大多數が、終日保育をなし、従つて、教育と保護を兼ね行つてゐる處の全日幼稚園である。それ故、これ等の幼稚園は福祉省の一部門たる児童局(Jugendamt)並びに市町村學務局の兩方に從屬してゐる。

教育的批評者として、幼稚園視學が児童局に配置されてゐる。幼稚園は年中繼續してゐる。そしてその本質上、教育的保護的施設として各區児童局と密接な關聯を持つてゐる。

児童局は、補助機關なる保護委員(Fürsorgeamt)に依つて、凡ゆる保護を要する児童を幼稚園に割當てる。保護委員は、その家庭を親しく調査して幼稚園入學の必要を確定する。保護をうける場合は次の通りである。非衛生不健康的住宅、兩親の病臥、児童保護者の失業、無監督、及び教育不足、道德的有害、家庭教育困難の児童等。

幼稚園入園は自由意思によるが、經濟的に困窮せる兩親に對しては、月謝の半減又は免除を承認することによつて入園を可能ならしめてゐる。

特別の場合には少年審判所は児童局の委任により、児童の強制的幼稚園入園を判定する。

審判所の決定を實行せざる場合にはその兩親に對して、禁錮刑か児童取上げが加へられる。

凡ゆる児童に對しては又、幼稚園醫によつて、診察を受け得るやうになつてゐる。大きい幼稚園では毎週一回、小さい幼稚園では二週目又は三週目に一回順次診察を幼稚園醫は行ふことになつてゐる。轉地の要ある児童は夏季中、特に幼児のために設けられたホームに收容されることが出来る。

ウィーン市の幼稚園は二三のモンテソーリー式のを除けば、略々フレーベルの理念によつて營まれてゐる。然しモンテソーリー、システムや現代幼児心理學の研究結果等の新時代の影響は、従來の保育手法を強力に變化せしめて行つた。

かくて幼稚園に於て會つて使用された作業材料はたゞ一部分だけ又は時折に用ひられるだけになつた。

幼稚園保姆は作業集中主義の意味に於て活動し、大部分は一日中を幼稚園で暮す幼児を創造によつてその發育段階に於

て出来るだけ多くの體驗を與へるやうに努めてゐる。

市立幼稚園の外にウィーンには三つの組合幼稚園、三略々五十に近い私立幼稚園がある。

私立幼稚園は市學務局或ひは直接に文部省に従屬してゐる。ウィーンに於ける幼稚園の全貌は最近數年の發展にも拘らず未だ不完全である。

幼児の教育と保護を公的施設として促進せしめるやうな市町村當局の態度、一般に幼稚園を理解させること、教師が幼稚園を承認すること、以上がウィーンに於ける幼稚園運動の今後の發展をもたらす原動力である。

〔註〕オーストリーが託兒所の幼稚園化を計つたに對し、ドイツでは、在來の幼稚園、託兒所、遊戯學校等の名稱を統一して幼稚園と云ふ名稱に一括して、滿二歳から滿六歳までの幼児の教育と保護を加へる場所にすることを志してゐる。それは既に一九三〇年の訓令で明言してゐる。我國に於ても託兒所と幼稚園との明瞭なる區別、その統一的管掌機關の決定が急務だと思はれる。